

令和5年大雨災害の検証と今後の対応

令和6年6月

秋 田 県

はじめに

令和 5 年 7 月 14 日から 18 日にかけて、梅雨前線が日本海から東北北部に停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み続けたため、総降水量が多いところで 400 ミリを超え、72 時間雨量では、6 つの観測所で史上 1 位という記録的な大雨となりました。

また、県内 19 市町村においては、最大 146 か所の避難所に 1,400 人を超える住民が避難を余儀なくされたほか、死者 1 名、負傷者 6 名の人的被害、全壊 11 棟を含む約 7,400 棟が浸水等の被害に見舞われました。

さらに、9 市町村で 4,000 戸を超える停電があったほか、5 市町約 11,000 戸が断水し、自衛隊や海上保安庁に給水支援を要請するなど、住民生活に多大な影響を及ぼしました。

加えて、18 河川での氾濫、浸水により、秋田中央道路など最大 38 路線 61 か所で通行規制が行われるなど、道路や橋梁といった公共土木施設の被害額が約 195 億円、農作物や農地・農業用施設など農林水産関係の被害額が約 138 億円という甚大な被害をもたらしました。

近年は、今年 1 月の能登半島をはじめ、国内外で大きな地震が頻発しているほか、昨今の異常気象による大雨など、いっどこで災害が起きてもおかしくない状況にあります。

本資料は、災害が発生した場合に備え、令和 5 年 7 月の大雨災害で明らかになった課題と、その解決に必要な対応などについて取りまとめたものです。

今後、各市町村や関係団体等に活用され、本県の防災・減災対策の強化や災害対応力の向上の一助となれば幸いです。

秋田県総務部危機管理監 菅生 淑子

目 次

第1編 令和5年大雨災害	1
第1節 令和5年大雨による災害の概要	1
第1 気象情報の状況（7月14日～21日）	1
第2 避難等の状況	2
（1）避難指示等の状況	2
（2）避難所の開設状況（最大時）	3
第3 被害状況	3
（1）人的被害	3
（2）建物等の被害	3
（3）農林水産関係の被害	5
（4）道路・河川・公共土木施設の被害	5
（5）交通機関への影響	6
（6）ライフラインの被害	6
（7）宿泊施設への影響	6
第4 災害復旧・復興に向けた取組等	7
（1）災害救助法の適用	7
（2）自衛隊等の活動	7
（3）保健医療福祉活動	7
（4）災害ボランティアセンター等の設置・活動	9
（5）応援職員の派遣等	9
（6）激甚災害の指定	10
（7）被災者への支援状況	11
第2編 課題及び今後の方向性	14
第1節 共通課題	14
第1 共通課題と今後の方向性	14
第2節 平時における備え	15
第1 災害時協定等の締結	15
（1）新たな協定の締結	15
第3節 初動対応	16
第1 避難情報の発令判断・伝達	16
（1）発令判断・伝達	16
（2）伝達ツールの利用状況等	17
第2 避難行動	18
（1）適切な避難行動の促進	18
（2）自主防災組織等の役割	19
第3 災害対策本部	20

(1) 対策本部運営（市町村）	20
(2) リエゾン派遣	24
第4 保健医療調整本部	24
(1) 調整本部運営	24
(2) 各災害派遣チーム等	28
第5 災害救助法	32
(1) 災害救助法の適用	32
第6 避難所（市町村）	32
(1) 避難所の開設	32
(2) 避難所の運営	34
(3) 物資の備蓄、配分及び運搬	36
(4) 入浴支援	37
(5) 女性等への配慮	37
第7 応急給水支援	38
(1) 日本水道協会秋田県支部との連携	38
第4節 被災者支援・生活再建支援	40
第1 災害ボランティア	40
(1) 災害ボランティアの受入れ・派遣	40
(2) 有料道路の無料化措置	41
第2 災害廃棄物	41
(1) 災害廃棄物への対応	41
第3 人的支援	43
(1) 災害時相互応援協定に基づく応援	43
(2) 応急対策職員派遣制度に基づく県外からの応援	43
第4 罹災証明	44
(1) 住家被害認定調査	44
(2) 罹災証明書発行事務	45
第5 災害救助法	45
(1) 災害救助法事務	45
(2) 住宅の応急修理等	46
第6 見舞金等給付・貸付制度	46
(1) 災害り災者見舞金	46
(2) 被災者生活再建支援金	47
(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金	47
(4) 災害援護資金貸付金	48
第7 災害ケースマネジメント	49
(1) 被災者台帳	49
(2) 被災者の状況把握	49
(3) 相談支援体制の整備	50
(4) 支援活動	50

第1編 令和5年大雨災害

第1節

令和5年大雨による災害の概要

第1 気象情報の状況（7月14日～21日）

令和5年7月14日から18日にかけて、梅雨前線が日本海から東北北部に停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み続けたため、県内では、白神山地や太平洋山地付近を中心に、広い範囲で大雨となった。

秋田中央地域、仙北平鹿地域、能代山本地域で、総降水量が300ミリを超える記録的な大雨となり、72時間降水量が仁別で431ミリとなるなど、仁別、角館（352ミリ）、藤里（346ミリ）、岩見三内（323.5ミリ）、男鹿（279.5ミリ）、秋田（258.5ミリ）では、観測史上1位を更新した。

種別	期間	市町村
大雨警報 (土砂災害)	7月15日 4:14～ 7月21日 18:40	24市町村（秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町、羽後町、東成瀬村）
大雨警報 (浸水害)	7月15日 5:57～ 7月21日 18:40	11市町村（秋田市、能代市、横手市、男鹿市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町）
洪水警報	7月15日 5:10～ 7月19日 16:40	18市町村（秋田市、能代市、横手市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、美郷町）
暴風警報	7月15日 5:10～ 7月15日 16:15	13市町村（秋田市、能代市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、にかほ市、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）
土砂災害 警戒情報	7月15日 6:05～ 7月19日 21:45	18市町村（秋田市、能代市、横手市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町）

第2 避難等の状況

(1) 避難指示等の状況

発令日	種別	市町村	対象世帯数	対象人数
7月15日	高齢者等避難	6市町（秋田市、潟上市、北秋田市、仙北市、三種町、八郎潟町）	45,767	96,669
	避難指示	11市町（能代市、男鹿市、潟上市、北秋田市、仙北市、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町）	21,952	44,489
	緊急安全確保	2市町（秋田市、五城目町）	4,702	9,395
7月16日	高齢者等避難	9市町村（秋田市、男鹿市、潟上市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、三種町、八峰町、八郎潟町）	70,544	146,518
	避難指示	15市町村（秋田市、能代市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町）	92,529	190,417
	緊急安全確保	6市町村（秋田市、能代市、上小阿仁村、三種町、五城目町、八郎潟町）	8,749	17,381
7月17日	高齢者等避難	2市町（潟上市、八郎潟町）	2,714	5,912
	避難指示	7市町（秋田市、能代市、男鹿市、大仙市、藤里町、五城目町、八郎潟町）	66,583	132,867
7月18日	高齢者等避難	1町（八郎潟町）	625	1,136
	避難指示	7市町（秋田市、能代市、男鹿市、大仙市、藤里町、五城目町、八郎潟町）	67,107	134,162
7月19日	高齢者等避難	2市町（横手市、美郷町）	236	646
	避難指示	3市（秋田市、能代市、大仙市）	62,852	125,083
7月20日	高齢者等避難	2市町（横手市、美郷町）	236	646
	避難指示	2市（秋田市、能代市）	62,840	125,057
7月21日	避難指示	1市（能代市）	15	30

(2) 避難所の開設状況（最大時）

月日	避難所数	市町村	避難世帯数	避難者数
7月16日	146 (7月15日)	19市町村 (秋田市、能代市、横手市、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町)	475	1,435

第3 被害状況

令和6年4月1日現在の被害状況については次のとおり

(1) 人的被害

(単位：人)

市町村	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	計
秋田市			2	4	6
五城目町	1				1
計	1		2	4	7

(2) 建物等の被害

ア 住家・非住家被害

(単位：棟)

市町村名	住家被害						非住家被害				
	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	計	公共施設	その他			計
								全壊	半壊	浸水	
秋田市	11	2,459	23	578	3,038	6,109	8	4		798	802
能代市		108		7	208	323					
男鹿市		1	3	12	23	39				2	2
由利本荘市			1		3	4					
潟上市		3	1	3	37	44					
大仙市			1	16	35	52					
北秋田市				1	1	2				1	1
仙北市				8	49	57	1				
上小阿仁村				5	24	29		1			1
藤里町		1			5	6					
三種町				14	24	38					
八峰町		3			20	23					
五城目町		345		67	196	608			9		9
八郎潟町		1		6	18	25				1	1
井川町				2	14	16	1			1	1
計	11	2,921	29	719	3,695	7,375	10	5	9	803	817

イ 事業所の被害

(単位：件)

市町村名	計	床上 浸水	床下 浸水	機械 設備 被害	車両 被害	商品等 被害	建物 被害	その他
秋田市	284	133	16	44	50	20	7	14
能代市	30	10	2	5	2	4	1	6
横手市	1	0	0	1	0	0	0	0
男鹿市	28	0	0	2	0	1	2	23
由利本荘市	2	0	0	0	0	1	0	1
潟上市	6	3	0	0	0	0	3	0
大仙市	26	9	4	6	1	1	1	4
北秋田市	4	0	0	0	0	0	0	4
仙北市	28	2	0	3	0	0	0	23
上小阿仁村	9	4	0	3	0	2	0	0
三種町	8	2	0	3	0	2	0	1
八峰町	30	0	2	7	0	7	0	14
五城目町	105	51	14	19	2	7	2	10
八郎潟町	6	4	0	1	0	1	0	0
井川町	1	0	1	0	0	0	0	0
計	568	218	39	94	55	46	16	100

※県内6商工会議所、商工会連合会（県内21商工会）、中小企業団体中央会から聴取した被害状況

※表中の件数は、被災事業者（443事業所）における延べ被害件数

ウ 社会福祉施設及び医療施設における被害

- ・社会福祉施設：8市町（秋田市、能代市、男鹿市、大仙市、藤里町、三種町、八峰町、五城目町） 計84施設
- ・医療施設：6市町（秋田市、男鹿市、潟上市、大仙市、八峰町、五城目町） 計79施設

※被害の内容は、浸水、断水、停電等

(3) 農林水産関係の被害

被害総額：138億4,004万円

(単位：千円)

区分	被害内容		
	主な被害内容	数量	被害額
農作物等	水稲	5,280ha	2,281,900
	大豆	2,012ha	163,564
	園芸作物等	480ha	598,393
	小計	7,772ha	3,043,857
栽培施設等	畜産施設	1戸	4,401
	パイプハウス	28棟	20,842
	農業機械	433台	251,662
	建物等	15件	11,064
	小計	—	287,969
農地・農業用施設	農地(畦畔崩落・土砂流入等)	1,193箇所	4,236,477
	農業用施設(水路・ため池の損壊等)	1,810箇所	3,540,320
	小計	3,003箇所	7,776,797
水産物・水産施設	養殖施設(養殖魚の流出・へい死等)	1件	5,940
	漁港施設(流木・ゴミ等の流入)	1件	6,000
	小計	2件	11,940
林地・林道施設	林地(崩落等)	42箇所	1,437,500
	林道(路肩崩落等)	258路線 656箇所	1,269,472
	小計	698箇所	2,706,972
林業施設等	木材加工施設	2件	5,500
	高性能林業機械	3件	7,000
	小計	5件	12,500
合計			13,840,035

(4) 道路・河川・公共土木施設の被害

ア 道路の通行規制(最大時)

- ・全面通行止め：36路線 55箇所
- ・片側交互通行：2路線 6箇所

イ 河川の氾濫(令和6年4月4日現在)

- ・18河川で氾濫発生(内川川、太平川、檜山川、三種川、埴川、水沢川、新城川、鵜川川、比詰川、馬場目川、入見内川、小阿仁川、馬踏川、種梅川、悪土川、岩見川、猿田川、富津内川)

ウ 公共土木施設

被害総額：194億8,316万円（査定決定額）

（単位：千円）

区 分	県		市町村		合 計	
	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額
河 川	238	14,008,747	61	1,136,574	299	15,145,321
道 路	23	1,405,634	79	1,443,836	102	2,849,470
橋 梁	1	260,519	3	906,570	4	1,167,089
公 園			1	14,476	1	14,476
下水道			1	306,809	1	306,809
合 計	262	15,674,900	145	3,808,265	407	19,483,165

（５）交通機関への影響

ア 鉄道

- ・秋田新幹線や全ての JR 在来線、第三セクター鉄道において運休・区間運休が発生し、一部区間では運休が長期化した。8月11日には全路線で運転を再開

イ バス

- ・秋田市内の一路線（太平線）を除き通常運行

（６）ライフラインの被害

区分	市町村・被害状況等	復旧状況
停電	9 市町村（秋田市、能代市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、上小阿仁村、藤里町、八峰町、五城目町） ※最大停電戸数：計 4,292 戸	7月18日 12:23 までに全戸復旧
断水	5 市町（秋田市 281 戸、男鹿市 3,614 戸、八峰町 1,318 戸、五城目町 3,495 戸、井川町 2,250 戸） ※最大断水戸数：計 10,958 戸	7月27日 20:00 までに全戸復旧

（７）宿泊施設への影響

県内の主要宿泊施設（98 施設）では、直接被害のなかった地域を含め、ほぼ全ての施設でキャンセルが発生

第4 災害復旧・復興に向けた取組等

(1) 災害救助法の適用

- ・7月15日19:00に、7市6町2村に対し災害救助法の適用を決定した。
(秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村)

(2) 自衛隊等の活動

ア 自衛隊による災害派遣

災害派遣要請	派遣先	活動状況	撤収日時
7月16日 6:00	八峰町	給水支援：7日間、延べ74人 60,237L 給水	7月22日 17:00
7月16日 9:00	男鹿市	給水支援：4日間、延べ54人 86,000L 給水	7月19日 20:00
7月16日 13:00	中通総合病院 (秋田市)	緊急患者搬送：1日間、 延べ40人、患者16人搬送	7月16日 16:30
7月17日 8:00	五城目町	給水支援：8日間、延べ171人 204,255L 給水	7月24日 19:00
7月21日 13:00	秋田市	災害廃棄物輸送：7日間、 延べ516人、888t 輸送	7月28日 8:00

イ 海上保安庁巡視船による給水支援

派遣要請	派遣先	活動状況	撤収日時
7月16日 9:00	男鹿市 (船川港)	巡視船「しもきた」による給水 車・住民向け給水支援 5日間、198,000L	7月20日 17:00

(3) 保健医療福祉活動

ア 保健医療調整本部

- ・県保健医療調整本部、地域保健医療調整本部の設置
 - 7月14日 災害医療コーディネーター及び各地域振興局福祉環境部と立ち上げに向けた手順を共有
 - 7月15日 9:00 頃から県庁及び管轄区域が大雨となった地域振興局福祉環境部に職員や災害医療コーディネーターが参集し、ウェブ会議による情報共有を開始
 - 7月15日 9:50 山本地域振興局福祉環境部に地域保健医療調整本部を設置
15:00 県保健医療調整本部を設置

イ 各災害派遣チーム等

i 災害派遣医療チーム (DMAT)

- ・ DMAT 調整本部
7月15日 県庁内に立ち上げ
- ・ 浸水被害のあった病院における患者移送
7月16日 9チーム (陸上自衛隊との協働により患者22名を市内5病院へ移送)
- ・ 避難所における医療ニーズへの対応
7月17日 5チーム (派遣先: 秋田市)

ii 日本医師会災害医療チーム (JMAT)

- ・ 県医師会のチームによる避難所における医療ニーズへの対応
7月16日 2チーム (派遣先: 五城目町)
7月17日 6チーム (派遣先: 秋田市)
7月18日 6チーム (派遣先: 秋田市、五城目町)

iii 日本赤十字社秋田県支部

- ・ 避難所の支援等
7月18日 コーディネートチームによる避難所支援等 (活動場所: 秋田市)
7月19日・20日 救護班による避難所支援 (活動場所: 秋田市)
7月24日から8月7日まで 心のケアチームによる避難所における健康観察等
(活動場所: 秋田市・五城目町)

iv 災害支援ナース

- ・ 県看護協会の災害支援ナースによる避難所支援
7月28日から8月8日まで (活動場所: 五城目町)

v 災害派遣精神医療チーム (DPAT)

- ・ DPAT 調整本部
7月15日 県庁内に立ち上げ
- ・ 避難所における精神保健ニーズへの対応
7月18日 1チーム (派遣先: 秋田市)

vi 保健師

- ・ 避難所における健康観察対応等
7月16日から8月8日まで 延べ57名 (活動場所: 五城目町)
- ・ 在宅被災者の健康観察対応
7月22日 2名 (活動場所: 能代市)
8月14日から15日まで 延べ24名 (活動場所: 五城目町)

vii 感染症制御に向けた支援

- ・避難所における感染症発生予防支援
7月20日 秋田大学（感染統括制御・疫学・分子病態研究センター）の感染症専門家による支援（活動場所：五城目町）

viii NPO法人災害看護支援機構及び日本赤十字秋田看護大学

- ・避難所における健康観察対応
8月2日から18日まで（活動場所：五城目町）

（4）災害ボランティアセンター等の設置・活動

ア 県災害ボランティア支援センター

- ・設置日：7月17日（閉鎖日：10月16日）
- ・市町村災害ボランティアセンターへの運営スタッフとして職員派遣（延べ人数）
県社協から派遣：秋田市185人、五城目町54人
市町村社協から応援派遣：秋田市493人、五城目町192人
北海道・東北ブロック社協から応援派遣：秋田市682人、五城目町27人

イ 市町村災害ボランティアセンター

（単位：件、人）

市町村社協	設置日	活動 開始日	活動 延べ件数	ボランティア 延べ人数	備 考
秋田市	7月17日	7月19日	1,465	6,193	10月16日閉鎖
能代市	7月18日	7月18日	77	499	7月28日閉鎖
男鹿市	7月18日	7月19日	15	141	7月23日閉鎖
仙北市	7月19日	7月20日	1	4	7月26日閉鎖
上小阿仁村	7月19日	7月20日	9	50	7月23日閉鎖
五城目町	7月19日	7月19日	418	3,539	9月16日閉鎖
合計			1,985	10,426	

※主な活動内容は、家屋等の泥出し、家財撤去、清掃、消毒作業、ゴミの搬出等

（5）応援職員の派遣等

ア 県及び市町村職員の派遣

- 災害時の相互応援協定に基づく派遣
派遣期間：7月20日から8月31日まで
派遣先：秋田市（8月31日まで）、五城目町（8月22日まで）
従事業務：給水業務（五城目町のみ）、住家被害認定調査等
実績：県及び県内市町村職員、延べ2,101人派遣
- 災害復旧支援業務に係る派遣
派遣期間：8月12日から9月29日まで
派遣先：五城目町（町災害対策本部事務局）

従事業務：災害復旧支援全般に関する助言等

実績：県総務部総合防災課防災監等、延べ46人

○災害救助法業務に係る派遣

派遣期間：10月2日から11月30日まで

派遣先：五城目町

従事業務：住宅応急修理に関する事務（申請書受付等）

実績：県及び県内市町村職員、延べ141人派遣

○応急給水業務に係る派遣

派遣期間：7月16日から26日まで

派遣先：男鹿市、八峰町、五城目町、井川町

従事業務：給水業務

実績：秋田市ほか7市から、延べ105人派遣

イ 総務省応急対策職員派遣（対口支援）制度による他道県からの受入

受入期間：8月17日から31日まで

派遣先：秋田市

従事業務：住家被害認定調査

実績：北海道ほか6県から延べ545人を受入

- ・他県からの応援職員等に対し、県自治研修所を宿泊所として提供（最大90室）
- ・応援職員の派遣と併せて県の公用車を活用（8月28日まで延べ144台）

ウ 他県市町村等からの受入（市町村が独自に受け入れしたもの）

○秋田市（住家被害認定調査）

受入期間：7月20日から8月31日まで

実績：東京都、岩手県、福島県相馬市、宮城県美里町など1都1県20市2町から延べ1,417人を受入

○男鹿市（給水業務）

受入期間：7月18日から19日まで

実績：青森市、八戸圏域水道企業団など3市2水道企業団から延べ24人を受入

○五城目町（給水業務）

受入期間：7月22日から27日まで

実績：宮城県仙台市、石巻地方広域水道企業団など3市1水道企業団から延べ42人を受入

（6）激甚災害の指定

- ・8月25日に、「令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」として、当該災害の激甚災害指定、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が閣議決定された。（8月30日に公布・施行）

(7) 被災者への支援状況

ア 災害見舞金・災害弔慰金の給付

○災害見舞金

【給付状況】4,000件 7億248万円（令和6年3月31日現在）

○災害弔慰金

【交付先】八郎潟町（1名）

【支給額】1件 500万円（令和5年8月10日1件支給完了）

イ 災害援護資金の貸付

【貸付状況】秋田市 59件 8,840万円（令和6年3月31日現在）

ウ 被災者生活再建支援法による支援金の支給

【適用市町（法適用日）】秋田市（令和5年8月7日）

五城目町（令和5年8月7日）

能代市（令和6年2月2日）

【実施状況】〔申請〕926件 5億7,725万円 〔支給〕785件 4億8,412万円
（令和6年3月31日現在）

（内訳）秋田市〔申請〕790件 5億181万円 〔支給〕675件 4億2,981万円

五城目町〔申請〕120件 6,644万円 〔支給〕110件 5,431万円

能代市〔申請〕16件 900万円 〔支給〕0件

エ 災害救助法に基づく住宅の応急修理

【実施状況】申請 1,355件 完了済 1,227件（令和6年3月31日現在）

（内訳）秋田市〔申請〕1,084件 〔完了済〕966件

能代市〔申請〕45件 〔完了済〕43件

男鹿市〔申請〕4件 〔完了済〕4件

潟上市〔申請〕1件 〔完了済〕1件

五城目町〔申請〕218件 〔完了済〕210件

八郎潟町〔申請〕3件 〔完了済〕3件

オ 災害救助法に基づく賃貸型応急住宅の供与

【実施状況】秋田市〔申請〕22件 〔入居決定〕21件（令和6年3月31日現在）

カ 県営住宅の貸与

【実施状況】県営住宅を令和6年3月まで無償提供（住宅復旧工事施工中で未完了の世帯については、個別の進捗状況に合わせて無償提供を延長）

【総許可件数】90件（うち無償提供延長5世帯、公営住宅一般入居へ切替26世帯、退去済59世帯、令和6年3月31日現在）

キ 住宅リフォーム推進事業

【対象被害】 半壊及び床上浸水以上の住宅被害

【受付期間】 令和5年7月18日から12月27日

(その後、申請期限を令和7年3月14日に延長)

【実施状況】 申請 941件 完了済 922件 (令和6年3月31日現在)

ク 中小企業者等への対応

○特別相談窓口の設置

- ・資金繰りや経営等に関する特別相談窓口を設置 (県、あきた企業活性化センター (よろず支援拠点)、商工会議所、商工会連合会、商工会、中小企業団体中央会、県内に本支店を有する金融機関、信用保証協会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)

【相談件数】 541件

○制度融資による金融支援

- ・事務所又は事業所が罹災した県内中小企業者への資金繰り支援である「中小企業災害復旧資金」により、今般の大雨による被災者に対する、より効果的な支援を行うため、間接的被害も対象とするなど要件を緩和

【貸付件数】 62件

○被災事業者再建支援事業費補助金

- ・被災した中小企業・小規模事業者の事業継続を促進するため、被害を受けた施設・設備の復旧に関する費用を補助

【対象経費】 被害を受けた施設・設備の修繕費、設備の購入費等

【補助率】 中小企業 1/2 小規模事業者 2/3

【補助上限】 50万円 (下限：10万円)

【申請件数】 128件 (うち支給件数：128件) (令和6年3月31日現在)

ケ 農林漁業者への対応

○農業経営等復旧・継続支援対策事業

- ・農地復旧支援事業

【助成対象】 土砂や堆積物等の除去、農地の保全管理、農地の地力再生

※災害復旧事業の対象にならないもの

【補助率】 1/3

- ・農業経営等継続支援事業

【助成対象】 ①施設・農機 農業施設の復旧、農機等の修繕

②水稲・大豆 追加で必要となる薬剤・来年の種子等

③園芸作物等 追加で必要となる薬剤や肥料、来年の種子・資材等

④畜産 家畜衛生資材、代替飼料、畜産施設・機器の修繕等

⑤水産 再生産用の稚魚、養殖施設の修繕等

【補助率】①② 1/3、③～⑤ 1/2

○林業・木材産業経営復旧・継続支援対策事業

【助成対象】高性能林業機械、木材加工設備の修繕等

【補助率】1/2

○農業・漁業経営フォローアップ資金預託金貸付事業

【貸付対象】農業・漁業経営の再建に向けた運転資金 【貸付利率】無利子

【融資限度額】個人 500 万円・法人 2,500 万円

【融資枠】6 億円（うち県預託金 2 億円、融資機関との 3 倍協調）

コ 義援金

- ・ 県、被災市町村、県社会福祉協議会、報道機関、市長会、町村会、日本赤十字社秋田県支部、秋田県共同募金会で構成する「秋田県大雨災害義援金募集・配分委員会」を組織し、義援金を募集

【実績】2,996 件、3 億 9,003 万 6 千円（令和 6 年 3 月 1 日現在）

うち市町村への配分額 3 億 7,956 万円（令和 6 年 5 月 31 日配分済）

残額は委員会で配分額を決定し、市町村へ配分予定

第2編 課題及び今後の方向性

第1節

共通課題

第1 共通課題と今後の方向性

【共通課題①】

大規模災害では、マンパワーが圧倒的に不足する

▽今後の方向性▽

○各自治体等における災害時BCPの作成

⇒最大規模の災害を想定した災害対策本部体制の整備や各部署間・関係機関等との連携、実効性の確保

○受援体制の整備及び発生する業務の把握・マニュアル化

⇒平時における受援体制の整備や発生する業務の把握とマニュアル化

○災害時協定等による非常時への備え、実効性の確保

⇒発生する業務を実施・補完する関係機関等との協定の締結や見直し
⇒災害対応訓練や研修による防災・減災体制の不断の見直し

【共通課題②】

市町村において、適切な避難発令が行われず、住民避難の遅れにつながった事例や、被災者や避難所の情報が、県と市町村の間や市町村の各部署間で適切に共有されない事例があった。

▽今後の方向性▽

○全方位での情報共有の徹底、連携

⇒様々な段階で適時・適切な情報共有を徹底し、住民への迅速な情報伝達と各団体間の連携を強化することが重要

▽市町村（避難発令）⇒住民

▽国⇔県⇔市町村

▽総合防災課⇔各部署

▽県・市町村⇔関係機関

▽県⇔市町村防災担当部署⇔市町村各部署

○円滑な災害対応のための体制構築

⇒災害対応業務を部局横断的に統括、コーディネートする市町村職員養成研修の実施

第2節

平時における備え

第1 災害時協定等の締結

(1) 新たな協定の締結

ア 災害ボランティア支援センター

【対応の状況】

県は、被災市町村災害ボランティアセンター（以下「災害 VC」という。）の運営を支援するため、秋田県社会福祉協議会に災害ボランティア支援センターの設置を要請した。

また、同支援センターでは、県内外の社会福祉協議会からの応援職員を災害 VC に派遣し、運営の支援を行ったが、同支援センターの運営に係る経費について予算化されていなかったため、緊急的に予備費で対応した。

【課題】

- ・災害ボランティア支援センターの運営に関する人件費等については、災害救助費の対象となるが、前提として、県と秋田県社会福祉協議会による救助事務費等の委託契約が必要である。こうした委託契約に先立つ協定締結や予算措置をしていなかったため、迅速かつスムーズな事務対応ができなかった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・災害時に委託契約を行うに当たり、平時から県災害ボランティア支援センターの設置・運営について、県と秋田県社会福祉協議会による協定を締結するとともに、これに関連した予算措置を検討する。

イ 法律相談

【対応の状況】

県は、大規模災害時における被災者の不安解消と円滑な生活再建のため、秋田弁護士会と「災害発生時における法律相談業務に関する協定」を締結し、必要に応じて法律無料相談会を開催する。

【課題】

- ・市町村での相談会会場及び予算の確保
- ・住民に対する法律無料相談会開催の周知方法及びタイミング

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・開催が必要となった場合に迅速かつ円滑に対応できるよう、市町村に対する協定内容の事前説明を行い、相談会会場の確保等の調整を行う。

・市町村への聞き取り等も行いながら、住民に対する周知方法等を検討する。

第3節

初動対応

第1 避難情報の発令判断・伝達

(1) 発令判断・伝達

ア 情報収集

【対応の状況】

今回の大雨では、15 市町村で浸水等の被害が発生したが、23 市町村で災害対策本部等を設置し、避難情報発令判断のための情報収集に当たり、うち 17 市町村で避難情報を発令している。

避難情報の判断に当たっては、市町村の実情に応じて、河川の水位、降雨量、ダム放流、市町村職員や消防団の現認等、複数の情報を総合的に判断して避難情報を発令している。

【円滑に対応できた点】

・水位周知河川(※)に係る氾濫情報については、ほとんどの市町村が職員等による現場確認により情報収集したほか、水位周知河川でない其他河川については、水防団や市町村職員による現場確認など情報収集方法がほぼ確立されており、それに基づいて適切に情報収集が行われた。

※水位周知河川：水防法に基づき特別警戒水位を定め、これに達した時に国や県は水防管理者（市町村等）に通知する。

【課題】

・情報収集の方法は確立しているにも関わらず、想定を超える大雨により、複数の河川の水位情報や土砂災害警戒情報、ダム放流情報等多数の情報に対応しなければならないため、業務多忙となり、収集した情報を組織内で共有できなかつたり、報告ルートに乗せることができず、迅速な避難判断や避難情報発令ができなかつた市町村があった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

・情報収集体制については、大雨で業務多忙となることを踏まえ、的確な情報収集のための明確な役割分担や、大雨が降る前から他部署からの応援を含めた十分な人員配置をしておくこと等について再検討し、マニュアルの改正を含めた体制整備を促していく。

イ 判断・意思決定・伝達

【対応の状況】

避難情報の発令判断の基となる「避難情報の判断・伝達マニュアル」を県内 20 市町村

が作成しており、概ね同マニュアルに基づき適切に対応していた。その他未策定の5市町村では、災害対策本部等で判断するなど、避難判断基準は概ね整備されている。

また、避難情報発令の意思決定に係る報告ルートについても、防災担当課から順を追って首長に報告することとしているほか、災害対策本部で協議するなど、ほぼ確立されている。

今回の大雨では、市町村が上記に基づいて対応に当たり、17市町村が避難情報を発令しているが、一部市町では業務多忙等により、避難情報の発令が遅れた。

【円滑に対応できた点】

- ・事前に气象台から気象状況の説明を受けていたことから、多くの市町村では早期に体制を確立し、マニュアル等に基づいて、必要な情報を報告ルートに乗せるとともに、判断基準に基づいて適切に避難情報を発令した。また、過去の教訓を基に、今後の水位と降雨量を踏まえ、早めに避難情報を発令した市町村もあった。

【課題】

- ・气象台とも連携し随時、情報収集・分析をしていたところ、雨が止んだ後に予想外に水位が上昇し、浸水地域が拡大したが、夜間の避難は危険を伴うと判断し、翌朝になってから避難情報を発令した事例があった。
- ・また、過去の事例から、氾濫に至らないと推測していた河川の水位が急速に上昇し氾濫したが、業務多忙により、組織内で情報共有できず、避難情報の発令が遅れた事例があった。
- ・特に、大雨が降り続けると、洪水の避難情報発令判断・伝達時期と土砂災害の避難情報発令判断・伝達時期が重なり、同業務がより困難となる。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・適切な避難情報発令の判断を行うために、大雨で業務多忙になることを踏まえ、明確な役割分担や他部署からの応援を含めた十分な人員配置等について再検討し、マニュアルの作成や改正を含めた体制整備を促していく。
- ・市町村職員を対象にしたワークショップの開催により、避難情報発令の判断能力の向上を図るとともに、気象や河川の水位の予想が難しい場合には、空振りをおそれず早めに避難情報を発令するよう促していく。

(2) 伝達ツールの利用状況等

【対応の状況】

各市町村において、「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき対応し、避難情報を発令した。

【円滑に対応できた点】

- ・多くの市町村において、河川の水位、今後の降水量の予測等を随時確認し、「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づいて避難情報を発令した。

【課題】

- ・一部の市町村において、情報集約配信システム（L アラートへの情報発信）への地区ごとの避難情報入力作業に時間がかかったほか、職員が電話対応に追われて状況把握が困難となり、発令が遅れた。

▽今後の方向性・対応▽

○市町村

- ・避難情報の発令対象地区の見直し（大括り化）を行う。
- ・河川の水位上昇のスピードが急速で、避難情報の発令が間に合わないと予測される場面では、小字単位で入力していたものを大字単位や旧市町村単位の入力に切り替えて発令するなど、住民への情報伝達が遅れないよう柔軟に対応する。

○県

- ・情報集約配信システムの操作研修会の実施などにより、早期・迅速な避難情報の発令を行える体制整備を促す。

第2 避難行動

（1）適切な避難行動の促進

ア 住民への周知方法

【対応の状況】

各市町村において、情報集約配信システム（L アラートへの情報発信）、防災無線、広報車、登録制メール、SNS、ラジオ、消防団・自主防災組織による呼びかけなどを実施した。

【円滑に対応できた点】

- ・伝達手段については、日頃から動作確認等を行っており、概ね手順どおり実施できた。

【課題】

- ・一部市町村において、情報集約配信システム（L アラートへの情報発信）等の操作の習熟度や入力方法等により時間を要した。
- ・伝達手段により住民への周知に時間差が生じた事例があったほか、それぞれの特性により、情報の「伝わりにくさ」が表面化した事例があった。（メール・SNS は高齢者に伝わりにくい、防災無線・広報車の放送が聞こえにくかった等）
- ・視覚障害者等に対する災害関連情報の発信が不十分である。

▽今後の方向性・対応▽

○市町村

- ・災害の状況に応じて柔軟に避難情報の発令対象地区の見直し（大括り化）を行うほか、適時・適切な情報伝達手段を検討する。

○県

- ・情報集約配信システム（Lアラートへの情報発信）の操作研修会の実施などにより、市町村における習熟度の向上等をサポートする。
- ・スマートフォンアプリを利用した音声による災害関連情報の発信を行う。

イ 避難誘導等

【対応の状況】

市町村と自主防災組織等が連携し、積極的な避難の呼びかけを行った事例があった。

【課題】

- ・個人の防災や避難に対する意識に温度差があり、洪水や土砂災害など自らの地域における災害リスク情報の浸透が不十分である。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・県広報紙を利用し、発災害時の適切な判断と行動を取るために必要な情報提供を行い、災害を「我が事」と認識してもらうことで県民の理解促進を図る。
- ・防災アドバイザーの派遣等により、洪水による浸水深や土砂災害警戒区域などが掲載されているハザードマップ等の一層の周知を図るとともに、災害時に取るべき行動をあらかじめ定める「マイ・タイムライン」の普及啓発など、より迅速な避難行動につながる取組を進める。

（２）自主防災組織等の役割

ア 避難行動事例

【対応の状況】

市町村において、自主防災組織による避難所の開設が行われた事例があった。

【円滑に対応できた点】

- ・早期の情報伝達により、自主防災組織等による避難誘導等が行われた。
- ・市町村と自主防災組織等が連携し、避難所の開設等が行われた。

【課題】

- ・自主防災組織等が開設した避難所（自主避難所）の状況把握が困難な事例があった。
- ・防災意識が十分に浸透していないため、避難所の設置場所を知らなかったり、避難に難

色を示す者への対応に苦慮した事例があった。

▽今後の方向性・対応▽

○市町村

- ・ 平時から地域で顔の見える関係づくりと、避難行動に係る認識の共有化を図るとともに、自主防災組織と連携した防災訓練、防災教育を実施する。

○県

- ・ 市町村や防災士会と連携しながら、地域防災力向上及び自主防災組織の機能強化を図る。
- ・ 自主防災組織のリーダーとなる担い手を育成することにより、地域防災力の向上を図る。
- ・ 市町村と自主防災組織の連絡体制を整備し、指定避難所及び自主避難所の避難者の状況が把握できる体制を構築する。

イ 個別避難計画の活用

【対応の状況】

個別避難計画を策定済みの一部市町村では、社会福祉協議会と連携し、要支援者を福祉避難所へ避難させた事例があった一方で、その他の市町村では、避難の実績はなかった。

【円滑に対応できた点】

- ・ 一部の市町村では、社会福祉協議会との連携により、速やかに要配慮者を避難させることができた。

【課題】

- ・ 現時点では、個別避難計画の策定や体制整備が進んでいない市町村が多い。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・ 個別避難計画が未策定の市町村については、早期の策定を求めるとともに、全国のモデル事業の提供等を通して、避難行動要支援者の避難の実効性確保に係る体制構築を促進していく。

第3 災害対策本部

(1) 対策本部運営（市町村）

ア 体制設置

【対応の状況】

市町村において、地域防災計画に基づく運用により災害対策本部等を設置した。

【円滑に対応できた点】

- ・指定する手段（チャットツール・LINE・参集メール・電話等）により、適切に動員対象職員の招集を行った。
- ・多くの市町村では、早い時期に警戒体制を立ち上げたことにより、災害対策本部設置と同時に避難指示を発令することができた。

【課題】

- ・一部の市町村において、災害対策本部事務局の組織・機能が明確でなく、防災所管課の負担が大きくなり、業務の統制が不十分となった。
- ・大規模災害を想定した訓練（ダムの緊急放流等）を実施していなかったため、住民への情報伝達や避難発令等に必要な体制を早期に整えることができなかった。
- ・職員が現場対応に追われ、情報を更新する職員の配置が困難となった。
- ・災害対策本部に電話が集中し、各業務の所管課に振り分けができず、本部職員が電話対応せざるを得ない状況が頻発した。

▽今後の方向性・対応▽

○市町村

- ・災害対策本部の事務局機能の強化について検討するとともに、必要な人員をできるだけ確保し、役割分担を明確化するほか、大規模災害時は防災担当だけでは対応が難しいことから、事前に他部署にも応援を依頼し、それぞれの具体的な役割分担や進め方等について確認する。
- ・公式ウェブページの担当を設定し、一元的に災害情報を発信・更新できる体制を構築する。
- ・ICT等を活用した災害対応時の情報共有のあり方を検討する。

イ 情報収集及び共有

【対応の状況】

多くの市町村では、災害対策本部において庁内各部局から被害状況等情報を収集し、ホワイトボードに記載することで被害の全容を全庁で共有した。

また、全庁一斉クロノロジー(※)を導入し、部署間で効率的に被害状況を共有した市町村があった。

※クロノロジー：情報を時系列に並べたもの

【円滑に対応できた点】

- ・多くの市町村では、関係機関に対し、報告すべき事項を適切なタイミングで伝達することができた。
- ・クロノロジーのデータを活用し、会議用の被害報告をスピーディに作成できた市町村があったほか、職員に庁内システムを活用して定時に災害時系列に関する情報を発信し、現状に関する認識を共有することができた事例があった。

【課題】

- ・全庁一斉クロノロジーの運用方法が定まっていなかったため、各人が個々の判断で入力し、情報に一貫性がなかった。
- ・被害の全容を防災担当部局では収集できたが、全庁で共有できなかった。
- ・被害の全体像の把握に相当の時間を要した。
- ・ウェブサイトのトップページで情報の整理をしたことで、内容が伝わりにくくなった。
- ・FAXによる外部からの情報提供が大量で整理しきれなかった。
- ・各部局に届いた大雨に関する問い合わせや情報について、重要度合いに関わらず全て災害対策本部へ届けられたため、情報処理に時間を要した。
- ・会議後に発生した被害等、情報の追加・更新については電話かメールでの連絡になり、効率的に共有する仕組みがない。
- ・断水のため、給水・入湯サービスの情報発信に追われ、災害の情報収集まで手が回らなかった。

▽今後の方向性・対応▽

○市町村

- ・職員間の情報共有アプリなどの導入を検討する。
- ・災害対策本部事務局における情報集約機能の強化を検討する。この際、地図情報の集約についても併せて検討する。
- ・ウェブサイトの災害ページを事前に構築し整理する。
- ・全庁一斉のクロノロジーはそのまま継続しつつ、目的別のクロノロジーを作成し、入力規則を徹底させる。
- ・情報提供の整理と情報共有方法について検討する。(例：FAXによる情報提供を整理箱で管理、excelファイルへの書き込みなど)
- ・災害対応マニュアルを更新し、職員間での情報共有による災害対応の合理化を推進する。
- ・防災無線等の操作研修を実施し、対策本部外の職員（各担当課職員）による情報発信を可能にする。
- ・県との情報共有のための現地派遣の要請を速やかに依頼する。

ウ 災害対応の事務分掌

【対応の状況】

各市町村では、地域防災計画上の業務分担に基づいて各部局が災害対応業務を実施し、本部会議でその進捗等の報告を受けた。

また、市町村地域防災計画には職員動員計画、事務分担表が定められているが、随時変更を求められ人員確保が困難となった事例があった。

一部市町村では、市町村職員でなければ対応できないもの、職員以外に委託できるものの整理が必要であったが、委託先についての知識・情報が乏しく、結果的に職員負担が大きくなった。

【円滑に対応できた点】

- ・地域防災計画上の業務分担が明記されている業務については、比較的速やかに、災害対応に当たることができた。
- ・毎年の人事異動に伴い、災害対応組織図及び事務分掌等を修正・配布することにより、担当業務の再確認や引継ぎ等を円滑に行うことができた。

【課題】

- ・被災市町村では、これまで経験したことのない業務（住家被害認定調査、災害ケースマネジメント等）において、体制の構築に時間を要した。
- ・水害により通行困難で職員を配置できない避難所や、支援物資を届けられない避難所もあった。
- ・地域防災計画上の業務分担を理解していない部署もあり、別の部署が対応した。

▽今後の方向性・対応▽

○市町村

- ・地域防災計画上の事務分掌の点検・見直しを行い、役割分担が明確になっている業務は被害の大小にかかわらず、各部局に協力を依頼する。
- ・災害時のみの特殊な事務については、研修・訓練などを実施する。
- ・あらかじめ避難所となりうる施設等に対し、支援物資の配布を検討する。
- ・今回課題となった業務分担について地域防災計画の役割及び所掌部局を再確認し、体制構築の迅速化を図るとともに、市町村職員だけでは対応しきれない業務についての受援計画と合わせて検討する。

エ 関係機関との連携

【対応の状況】

被災市町村において、関係省庁から職員の派遣を受け、専門的なアドバイス等を受けた。また、災害ボランティアや NPO 対応のため、社会福祉協議会や全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVORD）等と連携して対応に当たった。

自治会、消防団、ボランティア団体、自主防災組織等と連携を図りつつ災害対応に当たった。

【円滑に対応できた点】

- ・民間事業者の提案による ICT 化により災害ボランティア対応が円滑に行われた。
- ・体制が整った後は、活動状況などの集計・報告がスムーズに行われた。
- ・消防団や自主防災組織等と連携して、各種活動を実施した。
- ・関係機関との間で、平時より顔の見える関係を構築できていたことから、円滑に情報共有等ができた。

【課題】

- ・初動における NPO 等との対応窓口や庁内で情報共有の場や役割分担が不明確であった。

- ・全容把握に時間がかかったほか、情報が錯綜した。
- ・社会福祉協議会と災害協定を締結していなかったため、災害ボランティアセンター設置等の協力が得られなかった。
- ・受援体制の整備が不十分だったため、他の市町村や NPO 等から効率的な応援を受けることができなかった。

▽今後の方向性・対応▽

○市町村

- ・対応窓口、役割分担の明確化を検討する。
- ・今回の災害を踏まえ災害ボランティアセンター運営マニュアルを見直す。
- ・消防団との連携強化を図りながら、更なる水害対応能力の向上に努める。
- ・災害協定締結に向けて社会福祉協議会との協議を検討する。
- ・各応援制度の概要（要請決定のプロセス、要請の方法、対応窓口、連絡調整、情報共有）を再確認し、受援体制の強化を図る。

（２）リエゾン派遣

【対応の状況】

総合防災課から秋田地域振興局総務企画部にリエゾンの派遣を要請

○五城目町

派遣期間：7月16日 職員数：1人

業務内容：町災害対策本部での情報収集、町への備蓄物資の受け入れに係る支援

○秋田市

派遣期間：7月18～19日 職員数：延べ2人

業務内容：市災害対策本部での情報収集

【課題】

- ・リエゾンを含む県からの派遣職員の役割・業務分担が明確でなかった。
- ・実際に派遣が必要となった際、派遣候補職員の所属において調整が困難となった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・リエゾン派遣候補職員名簿の作成に当たっては、派遣職員の役割・業務分担など業務内容全般について丁寧な説明を行うとともに、所属長の十分な理解を得ておく。

第4 保健医療調整本部

（１）調整本部運営

ア 本部員招集準備・立ち上げ

【対応の状況】

気象庁の発表等において、近年にない大雨が予想されたため、県保健医療調整本部及び

地域保健医療調整本部の立ち上げに向けて関係者間で手順を共有したほか、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）により各病院に対する警戒を指示した。

県保健医療調整本部、地域保健医療調整本部を立ち上げ、県保健医療調整本部において、朝・夕にウェブで本部会議を実施するなど情報を集約するとともに、県医師会、日本赤十字社秋田県支部、県看護協会等の関係団体とも情報共有を図りながら、災害医療コーディネーターの助言のもと、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣など、保健・医療・福祉に関する支援活動の調整を行った。

【円滑に対応できた点】

- ・山本地域において、7月初めに災害医療コーディネーターや山本地域振興局福祉環境部とともに、水害を想定しての訓練を実施しており、確認した手順に沿って体制を立ち上げ、諸方面からの要請に対応することができた。
- ・ニーズが確認できた被災市町村の避難所における医療救護、病院における停電等による機能の一部喪失への対応（他医療機関による患者受入れの手配）等を実施することができた。

【課題】

- ・被災地域の一部地域振興局において、当初、地域保健医療調整本部の立ち上げを行わず、職員が対応にあたったが、避難所等において一定の医療・福祉ニーズが生じている状況にあったことから、同本部を立ち上げ、初動から地域災害医療コーディネーターの参画を仰いで、救護体制の構築を図ったほうが有益であった可能性がある。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・「県保健医療調整本部」及び「地域保健医療調整本部」の立ち上げの基準を整理する。
- ・訓練については、発災想定地区の地域振興局のみでなく、全保健所を参加させるとともに、平時から地域災害医療コーディネーターとの間で調整事項の確認や手順のすりあわせを行っていく。

イ 避難所における医療ニーズ等への対応

【対応の状況】

被災市町村の避難所における医療ニーズ等の把握のため、情報収集を行った。

災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社秋田県支部、災害支援ナース、県薬剤師会、県透析施設災害ネットワーク、感染症対策の専門家に対し、避難所への派遣等を要請した。

また、避難所の避難者や在宅被災者の健康観察を行うため、被災市町村に県保健師を派遣した。

【円滑に対応できた点】

- ・被災市町村からの保健医療活動チーム派遣の要請を受け、日本赤十字社秋田県支部や、県看護協会に派遣を依頼したところ、速やかにスタッフを確保し、要請を行った市町村等と細部を打合せの上、避難所において活動することができた。

【課題】

- ・県災害対策本部に、市町村からの避難所における避難者数や要支援者の発生状況の報告が少なかったため、被災地域の地域振興局や市町村保健担当課等に直接確認を行ったが、医療ニーズ等の状況の有無を把握しきれていなかった。
- ・近年、新型コロナウイルスにより、市町村と連携した訓練を行っていなかったこともあり、市町村における県への派遣要請等が円滑に行われず、避難所における医療アセスメントの開始が遅れた事例があった。
- ・保健医療調整本部の体制に「福祉」への対応が盛り込まれてまだ日が浅く、災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣を行う体制整備や調整機能が十分でなかった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・避難所における避難者数等の情報や医療・福祉ニーズを、迅速・的確に県保健医療調整本部で共有できるよう、庁内の防災担当部局、市町村等と検討を行うとともに、市町村における保健医療活動チームの派遣要請の判断方法等について検討を促す。
- ・「県保健医療調整本部」、「地域保健医療調整本部」を、それぞれ「県保健医療福祉調整本部」、「地域保健医療福祉調整本部」に改め、福祉分野も包摂して、情報収集及び指示伝達のルートを整備し、関係者間で平時から連携体制を確認しておく。

ウ 医療施設・社会福祉施設の被災等への対応

【対応の状況】

施設における被害、避難の状況について、情報収集を行った。

災害派遣医療チーム（DMAT）に対し、浸水被害のあった病院への派遣を要請した。

【円滑に対応できた点】

- ・規模の大きい医療施設・社会福祉施設については、市町村、地域振興局に被災情報が共有され、収集することができた。
- ・浸水被害のあった病院における患者の転院搬送のため、災害派遣医療チーム（DMAT）を円滑に派遣することができた。

【課題】

○共通

- ・診療所や、小規模な社会福祉施設については、地域振興局や市町村に被災情報が共有されず、県保健医療調整本部が各施設に個別に確認して収集を行うなど、適時・適切に情報が共有されなかった。

○医療機関

- ・ 休日のため、連絡がつかない診療所等があり、その被災状況等の把握が不十分であった。
- ・ 病院においては、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）について、操作ができる職員が限定され、入力できない病院が多かった。
- ・ 災害時に必要な水や燃料を十分に確保しておらず、また、保健医療活動チームの派遣依頼手順の認識が不足している医療機関があった。

○社会福祉施設

- ・ 社会福祉施設においては、災害時情報共有システムについて、限られた職員による入所者の避難等を優先したことやシステム利用の不慣れ等から活用されず、機能しなかった。
- ・ 要配慮者を受け入れる福祉避難所自体が被災したことなどにより、福祉避難所が開設されず、被災した社会福祉施設の入所者の二次避難先の確保が困難となる状況があった。
（当該被災施設の入所者は、近隣市町村の連携する関係団体施設に避難）
- ・ 小規模な社会福祉施設では、避難先の確保ができず、被災施設での生活を余儀なくされ、実際に避難するまで相当の時間を要した施設があった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・ 施設の被災状況が、迅速・的確に県保健医療調整本部で共有できるよう、地域振興局、市町村等と検討を行い、体制の整備を図る。
- ・ 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の運用訓練等を通じて、病院からの適切な被害状況等の発信を徹底し、迅速な救護につなげる。
- ・ 災害時情報共有システムについて、スマートフォンからも円滑に活用できるよう国に対してシステムの改修を要望するとともに、社会福祉施設における災害時の利用を周知する。
- ・ 一般の指定避難所の多くは、介護用品等の備蓄や専用の設備がないため、要配慮者が、長期にわたる避難生活をするのは困難である一方で、福祉避難所は、収容人数等が限られ、十分な要配慮者の受入れができない状況であることから、福祉避難所の運営と確保に関して市町村に検討を促す。
- ・ 避難所のハザードマップ区域外への指定や、近隣市町村との利用協定、一般の指定避難所への要配慮者を収容できる空間の設置等について市町村に検討を促す。
- ・ 被災市町村を含む周辺市町村での福祉避難所の開設状況を把握し、被災市町村に情報提供するなど、福祉避難所の受入れについて広域調整（市町村の枠を超えた受入調整）を行う体制について検討する。
- ・ 業務継続計画（BCP）の策定、災害時のマンパワーの確保、平時からの協力提携先の確保などについて、行政や関係団体等がその整備状況を確認する。
- ・ 社会福祉施設における非常災害対策計画や避難確保計画の策定について、実効性のある計画とするよう働きかける。

(2) 各災害派遣チーム等

ア 災害派遣医療チーム、日本医師会災害医療チーム、日本赤十字社秋田県支部、災害支援ナースの派遣

【対応の状況】

浸水被害のあった病院への災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣について、統括 DMAT とともに病院を交えて検討し、DMAT 参集を要請の上、統括 DMAT が活動開始に向けて、同院とリアルタイムで状況を共有した。

同時に、県災害対策本部を通じて自衛隊への派遣要請について協議を開始し、自衛隊による現地確認を経て、災害派遣要請につなげ、入院患者の移送を実施した。

避難所における医療ニーズ等の対応として、災害医療コーディネーターの助言を得て、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社秋田県支部、災害支援ナースに派遣依頼を行い、関係団体による派遣者の調整後、派遣を実施した。

【円滑に対応できた点】

- ・統括 DMAT が登庁し、県庁内に DMAT 調整本部を設置。DMAT 派遣を速やかに決定できた。
- ・浸水した病院からリアルタイムでの報告を得て、病院避難の可能性を早い段階で認め、DMAT を参集し、自衛隊への災害派遣に向けた協議を行うことができた。
- ・災害支援ナースにおいては、関係団体が派遣候補をリスト化しており、速やかに派遣者の調整を進めることができた。

【課題】

- ・浸水による自家発電機の停止や、給食調理室の機能停止など、訓練では想定していなかった事態への対応が必要となった。
- ・JMAT は、派遣者名簿はあったものの、具体的な派遣想定がなく、装備を医師の任意に委ねることとなったほか、被害の少なかった地域からの派遣が少なかった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・災害規模が大きくなるとともに顕著になる想定外事態への対応能力を養う必要があるため、訓練における災害想定に様々なバリエーションを設ける。
- ・JMAT については、県医師会と協議し、JMAT 隊員の組織化や装備の強化により円滑な派遣体制を構築するとともに、発災を想定した研修を強化する。

イ 災害派遣精神医療チームの派遣

【対応の状況】

- ・災害派遣精神医療チーム（DPAT）について、DPAT 調整本部を立ち上げ、県内精神科病院、診療所の被災状況の確認を行い、県保健医療調整本部と情報共有を図った。
- ・被災状況や対応状況について、DPAT 統括者に電話で報告するとともに、DPAT 事務局

への報告、メーリングリストによる県内精神科医師との情報共有を行った。

- ・被災市町村からの要請により DPAT を派遣し、避難所において避難者への診療と避難所担当者に対応方法の助言を行った。

【円滑に対応できた点】

- ・県保健医療調整本部の事務局と情報共有を行い、警戒態勢を取っていたことで DPAT 調整本部の速やかな立ち上げにつながった。
- ・DPAT 調整本部の活動にリハセン DPAT が参加していたことで、秋田市からの派遣要請に迅速に対応することができた。

【課題】

- ・現状で、県内には災害時に対応できる DPAT 統括者が 2 名のみであり、今回の災害では統括者自身が道路の冠水等により登庁経路が遮断されたことで、DPAT 調整本部の立ち上げ当初は統括者不在での対応となった。
- ・参集目安が明確でなかったため、リハセン DPAT 隊員を調整本部に参集依頼するタイミングの判断が難しかった。
- ・DPAT 研修受講者や災害派遣経験のある職員が少なく、初動体制の速やかな確保が課題となった。
- ・県内には現時点で先遣隊がリハセンのみの構成であり、県内で広域的災害が発生した場合には、十分な災害派遣精神医療活動が困難な状況である。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・事務局の登庁基準の明確化や活動マニュアルの見直しが必要であるほか、事務局内での初動体制、必要作業の確認・共有ができるよう、年度当初の十分な打ち合わせを行う。
- ・調整本部活動においてオンライン会議システム等を活用する。
- ・先遣隊の育成や各地域で活動できるローカル DPAT 育成のための研修の実施を検討する。

ウ 災害派遣福祉チームの派遣

【対応の状況】

災害派遣福祉チーム（DWAT）については、避難所における要配慮者の状況を十分に把握することができなかったことに加え、秋田県社会福祉協議会等で構成される秋田県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）との連携・調整が十分でなかったことから、派遣することができなかった。

【課題】

- ・保健医療調整本部の体制に「福祉」への対応が盛り込まれてまだ日が浅く、必要な情報

収集や DWAT 派遣調整・決定等のノウハウに乏しい状態であった。

- ・ 県及び協議会との役割分担が整備されていなかった。
- ・ 県及び市町村との災害福祉に関する連携・調整等ができなかった。
- ・ チーム登録員の現況等を管理できていないなど、平時から初動対応の体制が整備されていなかった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・ 県総合防災訓練等や全国組織が開催する研修に参加するとともに、実務研修を行いながら、DWAT 派遣の調整・決定のスキルをアップする。
- ・ 県及び協議会等との会議を随時開催するなど、平時から災害時における役割分担を整備するとともに、災害対応能力の向上に向けた訓練等を実施する。
- ・ 県及び市町村との災害福祉対応の会議や研修により DWAT の存在や意義を共有するとともに、災害対応能力の向上のための研修等を開催する。
- ・ チーム全登録員の現況を聞き取り等により把握し、登録者名簿の更新を行う。

エ 保健師等の派遣

【対応の状況】

○本庁の対応

各保健所に、保健所現状報告システム（厚生労働省）への入力を依頼し、保健所の被災状況、人的支援ニーズを把握するとともに、開設した避難所の状況を把握した。

また、発災当初から、他県に応援派遣を要請することも想定し、厚生労働省と連絡を取り合うなど準備を進めたが、結果的には他県への派遣要請には至らなかった。

NPO 法人災害看護支援機構や日本赤十字秋田看護大学による避難所支援にあたっての調整を行った。

○避難所対応

被災市町村からの要請に先立ち、県保健所の職員が各避難所を巡回して状況を確認し、対応について協議した。

被災市町村からの要請により県保健師等が避難所巡回相談を行い、その後も保健所のマネジメント機能を支援するため、被災地域外の県保健所等の職員を派遣した。

○在宅被災者の健康観察

被災市町村から要請があり、県保健所等の保健師が被災世帯を訪問し、被災者の健康観察を行った。

【円滑に対応できた点】

- ・ 避難の長期化により、被災地域外の県保健所からも保健師等を派遣することになったが、派遣調整や実際の派遣を円滑に行うことができた。

【課題】

- ・ 被災市町村の保健活動を支援する体制の検討に当たり、どのような支援がどの程度求められているのかといった情報の把握が容易でなかった。

- ・被災地管轄保健所のマネジメント機能の支援体制が未整備であり、負担軽減が十分に図られなかった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・現場のニーズに合った的確な支援を実施する上での必要な情報（支援の種類や規模等）を迅速に把握できる仕組みづくりについて、市町村と協議する。
- ・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）による支援体制の構築により、被災地管轄保健所の災害対応マネジメント機能を支援する体制づくりを進める。
- ・より大規模な災害に備え、県内市町村の保健師等を他の市町村に派遣する仕組みについて検討する。

オ 避難所等における被災者の健康管理

【対応の状況】

- ・被災市町村からの要請を受け、県保健所等の職員が避難所を訪問し、被災者の健康管理や感染予防対策など、避難所における保健指導を行った。
- ・避難所の移転・集約化にあたっては、秋田大学の感染症専門家を現地に派遣し、感染制御面での助言を行った。
- ・夜間帯における避難所被災者の健康管理について被災市町村からの要望があり、災害支援ナースの派遣を調整し、派遣を実現した。
- ・NPO 法人災害看護支援機構や日本赤十字秋田看護大学による避難所支援にあたっての調整を行った。
- ・在宅療養者対応については、難病患者等の医療ニーズが高い方の被災状況やニーズを各保健所が確認した。

【円滑に対応できた点】

- ・避難所における保健指導等、実際の活動については、被災市町村の求めに応じ、円滑に対応することができた。

【課題】

- ・避難所入所者には高齢者が多く、当初は想定していなかった夜間における保健ニーズへの対応を検討する必要性が生じた。
- ・新型コロナの対応を踏まえ、避難所の設置や運営にあたっては、これまで以上に感染対策に留意する必要性があり、感染対策の専門的視点からの助言を求める必要があった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・災害時感染制御支援チーム（DICT）と平時から協力関係を築き、災害時の保健活動において、さまざまな分野から幅広く協力してもらうための体制整備について市町村と協議する。

- ・避難所の開設や運営にあたり、市町村が適切に感染症対策を講ずることができるよう、研修機会を増やすなど、職員の感染症対応力の更なる向上を図る。

第5 災害救助法

(1) 災害救助法の適用

【対応の状況】

- 7月14日 15:00 県災害警戒部設置
- 7月15日 8:15 県災害対策部設置
- 15:00 県災害対策本部設置
- 15:30 被害が発生及び発生のおそれがある市町村へ災害救助法適用の検討についてメールで依頼
- 16:00 県内の被害が甚大になると予測されるため、知事に災害救助法の適用についての判断を仰ぎ、適用するよう指示を受ける。
- 17:50 秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村の15市町村から、適用の同意を得る。
- 18:30 災害救助法を適用することを内閣府防災へ伝達
- 19:00 災害救助法を適用（7月14日付け）。県防災ポータルサイトで公開するとともに、マスメディア、当該市町村にメールで連絡

【課題】

- ・市町村に対し、事前に災害救助法の適用の検討を打診した際は、「被害の拡大が想定されない」等の理由から、全ての市町村で法適用に対し消極的であった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・災害救助法の適用を速やかに行うため、市町村へ災害救助法の概要についての説明を定期的に行う。
- ・その際、災害救助法適用後に住家等の被害がなかった場合でも不利益が生じないことや、法による救助の実施により住民と自治体の経済的負担が軽減される等のメリットがあること等を周知する。

第6 避難所（市町村）

(1) 避難所の開設

【対応の状況】

- ・防災担当課による避難情報発令及び開設指示を受けて避難所を開設した。
- ・福祉避難所を開設・運営した。
- ・雨による被害に不安を感じる市民のため、自主避難者用の避難所を開設した。
- ・自主避難所の開設に当たっては、前日に開設予定場所の使用予約状況、冷房装置の有無

等についての確認を行った。

- ・土砂災害警戒情報に合わせて危険地域の近くに避難所を追加で開設した。

【円滑に対応できた点】

- ・避難所の開設担当者と速やかに連絡・調整を行い、迅速に開設できた。
- ・災害時における動員職員の確認及び連絡体制について、7月13日に庁内で情報共有を行い、避難所開設時点において主担当となる福祉保健部との連絡及び調整を行ったほか、7月14日に大雨に関する対応調整会議を開催し、前日からの準備等を含め、速やかな対応を取ることができた。
- ・年度初めに避難所担当者を各避難所ごとに指定し、直ちに対応できる体制を整えていたため、実際に避難所を開設する際も避難所の開設担当者と速やかに連絡・調整を行い、迅速に開設できた。
- ・年に1回以上、避難所開設職員と、施設関係者の避難所での協議を実施し、連絡体制や備品等の場所の確認などを実施しているため、スムーズに開設できた。
- ・令和4年8月豪雨の経験から、避難所開設に当たり使用する物品をまとめた避難所初動BOXを活用し、迅速に開設できた。
- ・間仕切りの設置で、避難者のプライバシーに配慮した。
- ・避難所運営の経験者を開設当初に配置し、避難時の混雑の緩和を図った。
- ・避難所への職員配置について、女性職員を配置するようにした。
- ・LINEグループにより情報共有をすることができた。

【課題】

- ・避難所周辺が冠水して避難できない、運営職員がたどり着けない状況の発生 等
- ・避難者名簿などの作成、個人情報保護と適切な情報提供、一時帰宅者・退所者の把握、担当者間の引継ぎ 等
- ・開設マニュアルに則った運営、運営等マニュアルの未整備による担当者の行動 等
- ・停電対応備品など避難所の備蓄品の偏り、避難者増加による新規開設避難所での設備(エアコン)及び対応職員の不足 等

▽今後の方向性・対応▽

○市町村

- ・円滑な避難所の開設や避難者の受入れについての実践的な訓練を実施していく。
- ・大規模災害に対応したマニュアルはあるが、近年頻発する小規模な災害に対応したマニュアルがないことから災害の規模に応じたマニュアルの作成を進める。
- ・避難訓練とあわせて避難所の開設担当者への避難所開設訓練や運営マニュアルの説明、研修会を開催するなど避難所運営の向上を図る。
- ・健康面への配慮が特に必要な要支援者や高齢者については、避難所内の空調設備のある部屋の使用や二次避難所への優先的な移動などを検討する。

○県

- ・避難所運営ガイドラインの内容を周知し、これに則った開設を行うよう市町村へ働きかける。

(2) 避難所の運営

【対応の状況】

多くの市町村では、避難所開設・運営マニュアルに基づき、避難所名簿を作成し、避難者の入所、退所管理を行った。

また、避難所の職員配置や勤務ローテーションがスムーズに行えたことから、女性職員の配置も適切に行えた。

【円滑に対応できた点】

- ・開設当初は、冠水のため物資を運べないケースがあったものの、避難者名簿を確認して数量を確認し、炊き出し・飲料水の提供を行った。
- ・避難所で不足している物資等について災害対策本部事務局へ要請し、迅速に供給を受けた。
- ・土砂災害により市道が閉鎖されたことに伴う避難者がいたことから、状況の整理や対応を避難所担当者と防災担当課が常に共有して対応した。
- ・物資を各避難所に分散して配置していたので、今回は不足することなく対応できた。
- ・定時報告等により情報共有を行うことで避難者数や避難者の状況を把握できた。
- ・女性消防団員を配置し、高齢者や女性への配慮ができた。
- ・避難者と対話し必要な物資を適時提供できた。
- ・健康面については、県（中央保健所）、県看護協会、NPO 災害看護支援機構などの協力を得て改善に努めた。

【課題】

○運営関連

- ・多くの避難所を開設することとなったため、避難所運営職員の交代要員の確保が難しかった。
- ・要配慮者に対するサポート体制が不十分だった。
- ・医療や介助等が必要な避難者も多く、職員だけでは対応困難なケースがあった。
- ・ペットの避難について、今回は避難者が少なかったので問題なかったが、今後検討が必要と感じた。
- ・今回の災害では、長期間滞在する方が少なかったため、大きな問題は生じなかったが、長期間における避難所運営が必要になった際の体制等の検討が必要である。
- ・避難所運営に初めて携わる職員は、初期の段階で十分な対応ができなかった。
- ・避難所での連続勤務（夜間含む）をさせないような運営をしていたが、要員の確保が難しかった。

○物資関連

- ・避難所が孤立したことにより、食料や毛布等の物資を運べないケースがあった。
- ・豪雨災害のため、多くの人が着替え等のない状態で避難してきたが、タオル・衣服など備蓄がなく提供できないものもあった。
- ・食料に関して、日数が経つにつれ避難者の要求内容も高まり、対応に苦慮した。
- ・物資搬送が人員不足により容易ではなかった。
- ・職員配置のできない避難所では支援物資の配給ができなかった。

○情報伝達

- ・避難所において、災害情報や復興に向けての情報、生活再建に係る情報など、被災者が必要とする情報の提供が十分にできなかった。
- ・避難所運営職員との情報伝達手段は、基本的には電話になるため、聞き取りや情報共有が必要な事項の連絡に時間を要した。
- ・福祉部局が避難所担当職員に対して、業務上必要な避難者情報の提供を求めても、個人情報保護の観点から拒むケースがあった。

○避難者の把握

- ・避難者の入所、退所時刻の管理を行えず、避難者名簿も作成できなかったため、避難者数や避難者の属性等を把握できなかった。
- ・一部の担当者が、避難者に配慮するあまり、調書の作成を省略してしまい、正確な避難者名簿を作成することができなかった。
- ・時間帯別の避難者数や世帯の把握、取りまとめはできたが、避難者の入退所時間の受付名簿への記載漏れがあった。
- ・避難者名簿の様式が新旧バラバラで、担当職員の理解不足もあり、退出時間の記録が疎かになったケースがあった。

○防犯・ハラスメント

- ・女性の避難所運営職員へのハラスメント事案や女性避難者の夜間の防犯不安のほか、飲酒して戻る避難者や注意を聞かず繰り返し大声で騒ぐ避難者など、犯罪につながりかねない事案があった。

▽今後の方向性・対応▽

○市町村

- ・避難所の迅速な開設と円滑な運営のための人員の確保、体制整備を行う。
- ・避難所担当者への運営マニュアルの説明や研修会、避難所開設訓練を行い、運営体制の向上を図る。
- ・特殊なケースがあった場合の対応について事例を収集し、対応できる体制にする。
- ・避難所開設から運営、避難所閉鎖・集約のタイムラインを作成し、運営マニュアルへ記載するなど、運営マニュアルの見直しを検討する。
- ・簡易版の避難所開設マニュアルを作成する。
- ・ペットの避難については、具体的な避難場所を選定し避難所運営マニュアル等に盛り込んでおくことを検討する。
- ・各避難所へのパソコンの配備等について検討する。

- ・避難者に対応したシステム導入を検討する。
- ・宿泊施設の利用など新たな協定の締結も進めていく。

○県

- ・避難所運営ガイドラインの内容を周知し、これに則った運営を行うよう市町村へ働きかける。

(3) 物資の備蓄、配分及び運搬

【対応の状況】

備蓄していた物資を活用したほか、不足する物資については、民間事業者との協定に基づき調達を行った。

また、避難所の受入者数の想定や実際のニーズを基に物資の配分を行うとともに、職員が迅速に物資の輸送を行った。

【円滑に対応できた点】

- ・開設した避難所で備蓄していた物資をそのまま活用したほか、速やかに物資の不足分等の調査を行い、補充運搬を行うことができた。
- ・不足した物資を近隣の避難所から補うことができた。
- ・町内会長に協力を求め、飲料水を配布した。
- ・公用車を使用し、被災直後から機動的に物資を輸送できた。
- ・要配慮者が多く利用する避難所へ優先的に輸送した。
- ・開設を予定していた避難所へ事前に物資を搬入しておく等、十分な準備が効果を発揮した。

【課題】

- ・物資の備蓄が十分でなく当初は不足品があったほか、浸水や道路の冠水により物資が届けられない避難所があった。
- ・要配慮者や女性向けの物資が不足していた。
- ・長年使用していない物資があり、発災時に使用できない等の不具合が生じた。
- ・物資の搬送担当が人員不足となった。
- ・避難所のスペースの制約上、物資をストックできる数等に限界がある。
- ・大量に届く救援物資の受入や保管、輸送に関するマニュアルがなく整備が必要である。
- ・簡易ベッドやパーティション等を備蓄していたが、各避難所へ配置していなかったため活用できなかった。
- ・発災直後は多数の避難所を開設したため、運搬の人員・車両が不足した。
- ・基本的に避難者の食事に合わせ物資を運搬したが、ニーズに応えるため、24 時間対応で物資を運搬する場面もあった。
- ・公用車が不足したため、運搬に時間がかかったほか、運び出せない物資もあった。
- ・避難者のニーズや災害の規模によっては、すぐに用意できないものがある。
- ・職員の確保や輸送事業者との調整に時間を要した。

▽今後の方向性・対応▽

○市町村

- ・実際の避難の実情を考慮し、備蓄品の再配分を計画する。
- ・発災当初は避難所の人員や備蓄品が十分ではないことから、市民自ら備蓄や携行品を準備することの重要性を周知する。
- ・要配慮者や女性向けの物資の整備を更に進めるとともに、平時からの物資の在庫管理を適切に行う。
- ・分散備蓄に努めるとともに、協定等を締結し災害時に必要な物資を調達する流通備蓄を進める。
- ・大規模災害が発生し、国・県からの支援物資の輸送等が必要となった場合に備え、輸送ルートや受取り方法などについても検討する。

(4) 入浴支援

【対応の状況】

断水した町の近隣市町村の入浴施設において、無料開放を行っていたことから、交通手段のない避難者に対して、県が公用車で入浴施設までの送迎支援を行った。

なお、7月22日から複数の避難所を町民センター1か所へ集約したこと、民間事業者の災害用シャワーが町民センターへ設置されたことから、23日以降は入浴支援（送迎）を行わなかった。

【円滑に対応できた点】

- ・避難者からの入浴支援の申し出に対して、翌日には対応することができた。

【課題】

- ・避難所を運営した町では、様々な業務への対応により人的資源が不足したため、移動手段を持たない避難者への対応が遅れた。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・発災により、広範囲に断水したり、避難所への長期滞在を余儀なくされる場合には、入浴や洗濯等の支援が必要となることを、市町村へ周知するとともに、車等の移動手段を持たない避難者への対応も含め、対策方法を事前に検討しておくよう促す。

(5) 女性等への配慮

【対応の状況】

避難所運営ガイドラインに基づく、女性・子供への配慮の実施状況等について、避難所を開設した19市町村に確認したところ、主な実施状況は以下のとおりであった

- ・生理用品等の確保(15市町村)
- ・女性用更衣室・スペースの設置(6市町村)

- ・授乳室の設置(5市町村)
- ・母子(妊婦・乳児)避難スペースの設置(3市町村)等
- ・女性の視点からの避難所運営への意見の聴取・反映(3市町村)

【円滑に対応できた点】

- ・多くの市町村において、事前に生理用品を準備しており、避難者からの求めに応じて速やかに提供することができた。

【課題】

- ・女性の視点から避難所運営への意見等の聴取・反映を実施した市町村が少なかった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・市町村に対して、避難所運営ガイドラインに記載されている「女性・子供への配慮」の周知を図るとともに、避難所運営に反映するよう働きかける。

第7 応急給水支援

(1) 日本水道協会秋田県支部との連携

【対応の状況】

水道災害情報伝達システム(※)により、県内全市町村に対して被害状況の情報収集を迅速に行った。

また、日本水道協会(以下「日水協」という)秋田県支部及び市町村との相互応援計画要綱に基づき実施した応急給水状況(給水車台数など)の情報収集を行った。

これらの情報を断水が解消するまでの13日間にわたり、厚生労働省水道課へ報告した。

被災市町村においては、他自治体、自衛隊、建設業協会の応援により復旧作業を進めた。

※水道災害情報伝達システム：

日水協秋田県支部が開発したウェブサイト上の災害報告チャットシステム。県、日水協、県内全市町村が利用することができる。

【円滑に対応できた点】

- ・水道災害情報伝達システムの活用及び日水協秋田県支部との連絡を綿密にしたことにより、迅速に情報収集を行うことができた。
- ・被災市町村において、日水協秋田県支部との連携により、給水車派遣依頼をスムーズに行うことができた。
- ・また、近隣市町村、県、日水協秋田県支部など、どの場面でどこと協力連携すればよいかを事前に想定しておくことで、よりスムーズな対応ができた。

【課題】

- ・自衛隊の給水車派遣や海上保安庁の船舶給水など、日水協秋田県支部を経由していない

応急給水が実施されたことから、生活衛生課及び日水協秋田県支部が状況を把握できず、日水協秋田支部が行う給水車派遣調整に当たり一時的に混乱が生じた。

- ・被災現場では、給水車や給水船舶が応援到着したものの、職員の不足により給水作業や給水所への職員の配置が難しかった。
- ・日水協秋田県支部の相互応援計画における代表都市（秋田市）が被災したため、ブロック内での相互応援の取りまとめに支障が生じた。
- ・市町村職員では対応しきれない技術的な問題（例えば、受電設備や給水電動機などの機電設備の修繕、配管破損部の交換、応急配管の敷設など）を解決するのに時間がかかった事例があった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・総合防災課→生活衛生課→日水協秋田県支部→市町村などのように、秋田県内の情報伝達ルートを一本化する必要がある。
- ・県、市町村及び日水協秋田県支部において、民間企業との連携について検討や意見交換を行う。
- ・代表都市が被災した場合、近隣の代表都市が被災した代表都市に代わり直ちに相互応援の取りまとめができるように日水協秋田県支部にて相互応援活動組織系統図の見直しを行う。
- ・さらに県と日水協秋田県支部が連携して災害時相互応援の訓練を行う。
- ・他市町村からの人員応援ができなくなることを想定し、県職員（職種問わず）の応援体制を検討する。

第4節

被災者支援・生活再建支援

第1 災害ボランティア

(1) 災害ボランティアの受入れ・派遣

【対応の状況】

県では、被災市町村に災害ボランティアセンター（以下「災害 VC」という。）が設置され、広域的に災害 VC の運営などの支援が必要となると見込まれたことから、秋田県社会福祉協議会に災害ボランティア支援センターの設置を要請し、同支援センターを通じ災害 VC の状況を把握して県災害対策本部へ報告するとともに、時機に応じた支援を行った。

また、秋田県社会福祉協議会では、災害 VC の状況を把握し、県内外の社会福祉協議会からの応援職員の受け入れ調整等や資機材の調達など、必要な支援を行った。

【円滑に対応できた点】

- ・災害ボランティア支援センターの設置要請を早い段階で行うことができた。
- ・災害ボランティア車両に係る高速道路無料許可、専門的な技術を持つ NPO・ボランティア団体等との連携について、県庁内の関係部局や外部の関係機関と連携を図り、情報共有しながら対応することができた。

【課題】

- ・災害 VC の運営については、秋田県社会福祉協議会のガイドラインに基づき各市町村がマニュアルを作成することで体制を整備しているが、被害が甚大かつ広範囲であったことから、多くの支援・ボランティア・寄附等のニーズが一気に殺到し、災害 VC の運営体制を整備するまでに時間を要したケースがあった。
- ・このような現地の状況から、災害ボランティア支援センターが災害 VC の運営状況を把握するまで時間を要したため、現地の支援ニーズの把握や県災害対策本部への報告を速やかに行うことができなかった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・災害 VC の運営について、より実践に即した研修や実地訓練を行い、災害対応力を高める事業の継続について、引き続き支援する。
- ・災害ボランティアコーディネーター養成研修修了者自身の被災や支援の中長期化、県外からの応援職員の派遣が困難な場合などを考慮し、市町村社会福祉協議会における災害ボランティアコーディネーターの養成を促進する。

(2) 有料道路の無料化措置

【対応の状況】

被災住民に対する緊急救助活動を迅速に実施するため、NEXCO 東日本株式会社及び各地方道路公社に要請し、7月22日から令和6年3月31日まで有料道路の無料化措置を行った。

○対象車両

- ①市町村等が災害救援のために使用する車両（令和5年11月30日終了）
- ②災害ボランティア活動であって、被災した市町村等が要請・受入承諾したものに使用する車両

【円滑に対応できた点】

- ・発災以降、速やかに各有料道路管轄会社に要請を行い、有料道路の無料化措置を始めることができたほか、複数回、無料化措置の期間延長の協議を行い、実施した。

【課題】

- ・適用対象となる車両、証明書の発行方法などの事前理解ができておらず、発行に時間を要した市町村も見受けられた。
- ・有料道路無料化措置の手続きに関する資料がなかったため、発行実績のある県や依頼先へ手続きの方法等を確認する必要があった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・発行の際に必要な手続きや、適用となる災害についての資料を事前に取りまとめておくとともに、市町村に対して、災害派遣等従事車両無料化措置にかかる手続きについての周知等を行う。

第2 災害廃棄物

(1) 災害廃棄物への対応

【対応の状況】

7月18日から19日にかけて、環境省職員等とともに現地調査を実施し、写真をはじめとした記録の整理や、仮置場設置に係る留意事項等について助言した。

また、秋田市、五城目町、男鹿市及び能代市からの要請により、「災害時における廃棄物処理等の協定」に基づき、秋田県産業資源循環協会に対して協力を要請した。

秋田市に対しては、「災害時における廃棄物の仮置場に関する協定」に基づき、県有地である旧秋田空港跡地を仮置場用地として提供したほか、県内市町村等の処理施設での受入可能量や収集運搬の応援可能人員・車両等の情報を提供した。

【円滑に対応できた点】

○県

- ・秋田市から旧秋田空港跡地の借用を要請された際には、関係課に速やかに連絡し、即日で使用許可を発出するなど、県庁内の連携が円滑に実施できた。
- ・災害時における廃棄物処理等の協定を締結している秋田県産業資源循環協会とは、発災直後から連絡体制を確認し合い、市町の要請に速やかに対応することができた。

○市町村

- ・あらかじめ、住民周知の方法や内容、仮置場の選定、処理体制等について決めていた市町は比較的円滑に対応できたところが多い。
- ・被災世帯に対して分別・回収方法等に関する情報を直接伝達できた市町においては、円滑に回収を進めることができた。

【課題】

○県

- ・被災市町からの疑義照会や、庁内外の関係機関との連絡調整等が発災後数日間に集中し、必要な情報整理が追いつかず、速やかに対応することができない場面があった。

○市町村

- ・被害の全容把握が遅れたほか、把握した情報量に差があったため、廃棄物発生量等の規模が掴めないまま収集運搬を開始し、収集運搬業者等との調整に苦慮した市町があった。
- ・人員不足により担当者一人に作業が集中し、仮置場の運営や収集運搬等の初動における対応が場当たり的になった。
- ・廃棄物の回収に当たり、仮置場に自ら搬入できない住民に対する配慮（戸別回収等）が必要。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・県及び市町村職員の初動対応力の向上を図るため、廃棄物発生量の推計や住民への周知、関係機関との連絡調整などを時系列に沿って学ぶタイムライン研修を担当課長及び職員を対象に実施するとともに、秋田県産業資源循環協会と連携して災害廃棄物の仮置場設置・運営に関する実地訓練を実施する。
- ・市町村の検証結果も踏まえつつ、戸別回収などの新たな要素も加えながら秋田県災害廃棄物処理計画を見直すとともに、各市町村における災害廃棄物処理計画の見直しを促す。
- ・自衛隊への派遣要請に係る手順等については、改めて市町村に周知する。

第3 人的支援

(1) 災害時相互応援協定に基づく応援

【対応の状況】

○災害時の相互応援協定に基づく派遣

派遣期間：7月20日～8月31日

派遣先：秋田市（8月31日まで）、五城目町（8月22日まで）

従事業務：給水業務（五城目町のみ）、住家被害認定調査 等

実績：県及び県内市町村職員 延べ2,101人を派遣

【円滑に対応できた点】

- ・地域防災計画に基づき、総務部人事課及び総合防災課、企画振興部市町村課等関係部局が連携し、市町村からの要請があり次第、速やかに職員派遣を実施できた。

【課題】

- ・被害の全体像が明らかになるまでに相当の時間を要し、それまで派遣の要否が判断できなかった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・速やかな被災者支援を実現するため、発災後の早い段階で、現地確認に拘らずに概算により被害状況や被害規模を把握するとともに、人手が不足する場合は躊躇なく応援要請をするよう、市町村に対し周知を図る。

(2) 応急対策職員派遣制度に基づく県外からの応援

【対応の状況】

○総務省応急対策職員派遣制度による他道県からの受入

受入期間：8月17日～31日

派遣先：秋田市

実績：北海道ほか6県から延べ545人を受入

その他（県の支援）：

- ・他県からの応援職員等に対し、県自治研修所を宿泊所として提供（最大90室）
- ・応援職員の派遣と併せて県の公用車を活用（8月28日まで延べ144台）

【円滑に対応できた点】

- ・大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定（総務省応急対策職員派遣制度）の枠組により、各道県の担当者との連絡を密に取り対応を行うことができた。
- ・被災市と受援に係るFAQ用のファイル等をクラウド上で共有・同時編集することで効率的に受援態勢を整備することができた。

【課題】

- ・被害の全体像が明らかになるまでに相当の時間を要し、それまで派遣の要否が判断できなかった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・速やかな被災者支援を実現するため、発災後の早い段階で、現地確認に拘らずに概算により被害状況や被害規模を把握するとともに、人手が不足する場合は躊躇なく応援要請をするよう、市町村に対し周知を図る。

第4 罹災証明

(1) 住家被害認定調査

【対応の状況】

県内で大規模な内水氾濫が発生したことから、被害程度を把握するため、各自治体の地域防災計画に則り、2次調査（立ち入り調査）を行った。

実施体制：1班2～3名

所要期間：概ね1週間～2か月程度

【円滑に対応できた点】

- ・各市町村の被害認定調査を補助するため、発災の1週間後には講義形式の住家被害認定研修を行ったほか、適宜各市町村に対して助言等を実施した。

【課題】

- ・発災1週間後に包括連携協定を締結している損害保険会社の協力を得て、市町村を対象とした認定調査に係る研修を開催したが、被害が発生しているのに不参加の市町村もあり、災害の種類や規模によって調査方法が相違することなど、調査業務に対する理解や知識の習得が不十分であった。
- ・認定調査のノウハウの不足、市町村関係部局間の役割分担の不明確により、体制を確立するまでに時間を要し、調査の実施や応援職員の派遣要請の遅れにつながった市町村があった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・県及び市町村職員を対象として、空き家等を活用した実地演習を含めた研修を実施することにより、認定調査の知識と技術の向上を図る。
- ・内水氾濫により2次調査を実施する場合、調査項目及び判定手順が複雑になるため、国のマニュアルに加え、国との調整等により、簡便的な調査ができるよう市町村に促す。
- ・災害対応業務を部局横断的に統括しコーディネートする市町村職員を養成する研修

の実施により、災害対応全般を円滑に進める体制を構築する。

(2) 罹災証明書発行事務

【対応の状況】

被災住民に対し、住家の被害程度を証明するため、各自治体の地域防災計画に則り、罹災証明書の交付を行った。

所要期間：概ね1週間～2か月程度

【円滑に対応できた点】

- ・被害が広範ではなかった自治体については、比較的速やかに罹災証明書の発行を終了することができた。

【課題】

- ・被害認定調査に時間を要したことに付随して、罹災証明書の交付についても時間を要した自治体があった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・被害認定調査の所要期間を減らすことで、速やかに罹災証明書の交付手続きにつなげることができるよう、市町村職員の調査に係る技術の習熟に努める。

第5 災害救助法

(1) 災害救助法事務

【対応の状況】

県内15市町村に対し災害救助法を適用し、救助に係る事務を市町村へ委任して実施した。これにより、被災市町村では財源の心配をすることなく、救助法に係る事務を実施することができた。

〔適用市町村〕秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村（大潟村は被害がないため、救助未実施）

【課題】

- ・災害救助法に基づく事務を委任された市町村担当者が、業務に不慣れであったため、当初は事務処理がスムーズに進まなかった。
- ・災害救助法に基づく救助の実施要項のひな形を事前に準備しておらず、作成に時間を要した。
- ・消防庁様式の被害分類（全壊、半壊、一部半壊、床上浸水、床下浸水）と、災害に係る住家の被害認定基準の分類（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部半壊）が異なっており、災害救助法の適用件数の見込みを予測することが難しかった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・災害救助法の事務の実施要項等のひな形を作成し、市町村へ示す。
- ・災害救助法の制度や事務処理に変更がある場合には、庁内各課や市町村へ周知するとともに、関係者と調整・協議を行う。
- ・災害救助法に係る事務取扱要領や、実績報告時の作成資料等について、市町村・消防本部防災担当課長会議で説明を行う。

(2) 住宅の応急修理等

【対応の状況】

住宅の応急修理制度については、秋田市において施工業者不足により着工に遅れが出ている状況などを踏まえ、申請期限の延長について国へ申し入れを行い、令和7年3月末まで延長された。

【課題】

- ・施工業者の不足により、当初の期限までの完了が困難な状況となった。
- ・応急修理制度の高齢者への周知や理解の不足により、制度の活用が進まなかった。
- ・災害救助法に基づく救助の実施要項のひな形を事前に準備していなかったため、賃貸型応急仮設住宅において、不動産仲介業者との調整・協議に時間を要した。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・災害救助法に基づく救助の実施要項のひな形を準備し、発災時には速やかに関係事業者等との調整を行う。
- ・市町村から住民、特に高齢者への伝達や理解促進の手段を検討するなど、本制度についての周知を徹底するよう働きかける。

第6 見舞金等給付・貸付制度

(1) 災害り災者見舞金

【対応の状況】

床上浸水以上の被害を受けた 4,000 世帯に対して、市町村からの報告に基づき各地域振興局が災害り災者見舞金の給付を実施した。

【円滑に対応できた点】

- ・市町村からの報告書様式を簡略化したほか、直接払いだけでなく口座振込による給付も行うことにより、早期の給付を図った。

【課題】

- ・被害が大きかった市町村での被害状況の把握や、被災者の口座情報の取得に時間を要し

たことから給付に遅れが生じた。

- ・これまで事例がなかった社会福祉関係施設や給付対象者死亡のケースなどについて相談があり、考え方の整理に時間を要した。
- ・一部市町村においては、被害認定調査時の世帯状況の確認が不十分だったことから、重複給付等のケースが発生した。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・被災者への給付方法について、制度の見直しを含め検討する。
- ・給付事務を円滑かつ適切に実施する必要があることから、給付要綱の改定やQ&Aの整備をするなど、給付対象となる世帯の定義を明確化する。
- ・市町村に対して給付要件を分かりやすく説明し認識を共有するとともに、地域振興局においても住所が同一ではないかなどのチェックを徹底する。

(2) 被災者生活再建支援金

【対応の状況】

8月7日に秋田市及び五城目町に被災者生活再建支援法の適用を決定した。また、令和6年2月2日に能代市に対して追加で適用を決定した。

8月24日には市町村職員を対象とした制度説明会を実施し、8月下旬から秋田市及び五城目町で申請受付を開始した。

【課題】

- ・被災者生活再建支援法の適用に当たっては、制度の趣旨の理解不足により、一部市町村への適用が遅れた。
- ・被災者への周知が徹底されていなかったことから、被災から申請まで時間を要した被災者が多かった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・被災者生活再建支援法の認定に当たっては、手続き等をマニュアル化するとともに、チェック体制の強化を図る。
- ・被災者の生活再建のためには支援金の速やかな給付が重要であることから、市町村に対して、被害認定調査を迅速・的確に実施するとともに、早期に事務処理体制を整え業務を行うことを促す。

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金

【対応の状況】

7月18日に実施主体である市町村及び地域振興局に対して、県内の市町村に災害救助法が適用されたことに伴い、県内全市町村が制度適用になることを周知した。

八郎潟町では、住民 1 名が災害により死亡したため、8 月 10 日に遺族に対して災害弔慰金 500 万円を支給した。

【円滑に対応できた点】

- ・災害救助法決定後、速やかに市町村及び地域振興局に制度が適用になることを伝えることができた。
- ・八郎潟町では速やかに事実確認を行い、円滑に支給することができた。

【課題】

- ・死亡や障害の原因となる負傷又は疾病が自然災害によるものか疑義がある場合、実施主体である市町村は、審議会等を設置して支給対象となるか判定する必要がある。
(令和 6 年 3 月 31 日現在 3 市町で設置済み)
- ・災害関連死として、災害弔慰金の相談を受けたが、審議会等を設置していないため死因が自然災害によるものか判定できず、事務処理に時間を要している市町村がある。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・死亡や障害の原因となる負傷又は疾病が自然災害によるものか疑義がある場合、審議会等を設置していないと判断ができず事務が滞ることから、市町村に対して審議会等の設置を促す。

(4) 災害援護資金貸付金

【対応の状況】

7 月 18 日に実施主体である市町村及び地域振興局に対して、県内の市町村に災害救助法が適用されたことに伴い、県内全市町村が制度適用になることを周知した。

実際に貸付申請が行われたのは秋田市のみであり、市は今後の申請ニーズに備え、令和 7 年 7 月末まで申請期間を延長した。

【円滑に対応できた点】

- ・災害救助法決定後、速やかに市町村及び地域振興局に制度が適用になることを伝えることができた。
- ・各市町村では、相談があった際に制度説明を行い、申請手続きをサポートした。

【課題】

- ・一部市町村では、申込期間が終了する前に期間延長の検討を行わず、いったん申込期間が切れてから期間を延長することとしたため、申請者に待ってもらうこととなった。
- ・市町村によっては、制度の周知が不十分であった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・制度の周知が不十分な市町村があったことから、制度の適用が決定した場合には、住民に対する制度周知を確実に行うよう促す。
- ・申込期限を延長する場合は、申込期限に空白期間が生じたり被災者の不利益にならないよう、事前にニーズ等を十分に把握した上で申込期限到来前に延長手続きを行うよう促す。

第7 災害ケースマネジメント

(1) 被災者台帳

【対応の状況】

被害が発生した 15 市町村のうち 7 市町が被災者台帳を作成し、支援活動に活用している。

【円滑に対応できた点】

- ・台帳を作成した市町村では、被災者や被災状況について一覧で確認することができ、支援活動の漏れ防止と見舞金の二重支給防止に効果があった。

【課題】

- ・作成段階で労力を要したほか、作成当初は今後必要となる情報項目が整理できず、必要な項目が明らかになった都度新たに調査して情報を整理した。
- ・「被災者が少なく作成の必要性がない」、「被災者台帳を作成するという認識がなかった」などの理由で被害が発生した 15 市町村のうち 8 市町村が台帳を作成しなかった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・市町村に対して、被災者台帳作成の必要性や効果等を周知するほか、災害の規模に応じて適切に作成、活用ができるよう、作成に必要な入力データ項目などの事前検討を含めて準備を促していく。
- ・市町村が罹災証明書作成と同時に被災者台帳を作成した上で、被災者の生活状況、支援ニーズを聞き取り、きめ細やかな支援を継続的に行う災害ケースマネジメントの体制を構築できるよう支援を行う。

(2) 被災者の状況把握

【対応の状況】

被害が発生した多くの市町村では、戸別訪問や架電等により状況把握を行っている。

把握内容については、主に世帯状況や被災状況となっているが、被災者の困りごとなども把握している市町村もある。

【円滑に対応できた点】

- ・あらかじめ調査事項を整理していたことにより、必要な事項を確認することができた。
- ・被災世帯に架電や訪問することで、支援ニーズを聞き取りすることができた。

【課題】

- ・庁内における情報共有や調査がスムーズに行われなかった市町村があった。
- ・支援内容を検討するための情報が不足している市町村があった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・適切な情報把握はその後の円滑な支援活動に必要となることから、市町村に対して、あらかじめ被害規模や程度に応じた状況把握方法や把握内容を整理しておくよう促していく。

（３）相談支援体制の整備

【対応の状況】

今回の大雨災害では、総合相談窓口等を設置した事例もあったが、多くの市町村では相談支援体制が整っていなかった。

支援に当たっては、社会福祉協議会や地域包括支援センターなど福祉機関との連携による取組が見られた。

【円滑に対応できた点】

- ・社会福祉協議会との連携により支援をスムーズに実施した市町村があった。

【課題】

- ・多くの市町村では相談支援体制が整っていない。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・発災時に円滑な支援を実施するためにも、市町村に相談支援体制の整備を促すとともに、県として情報提供や研修を実施することにより取組を支援していく。

（４）支援活動

【対応の状況】

戸別訪問や架電により被災世帯の状況把握を行い、必要に応じて関係機関と連携した支援活動を行った市町村がある一方、支援活動を行っていない市町村も複数あった。

【円滑に対応できた点】

- ・平時に庁内及び庁外の連携体制を整えていたことや必要な人に必要なサービスを届ける

取組により、円滑に支援を実施した市町村があった。

【課題】

- ・被災者生活再建支援法や災害救助法の適用市町村に対し、事務取扱の説明会を行ったが、職員の知識や経験不足もあり、支援金等の申請受付業務に時間を要する市町村があった。
- ・被災者に対しては、災害救助法による住宅の応急修理や賃貸型応急仮設住宅の供与、被災者生活再建支援法による支援金、県・市町村独自の見舞金、ボランティア団体からの物資提供など、様々な支援が行われているが、被災者台帳を整備していない市町村では、被災者ごとのニーズを把握できておらず、支援の漏れや重複などにより、被災者に対して迅速に必要な支援を届けることができない事例があった。

▽今後の方向性・対応▽

○県

- ・発災時に円滑な支援を実施するためには、平時の相談支援体制の構築が必要であることから、関連情報の提供等により市町村の取組を支援していく。
- ・被災者ごとに被災の状況が異なり求める支援も様々であることから、必要な支援を迅速にきめ細やかに届けられるよう状況把握をした上で支援を行う災害ケースマネジメントへの取り組みが進むよう支援を行う。